

2026年4月1日より開始！

# 新「ポイント制度」のご案内

～ 全員に公平で、参加しやすく、活動がメリットに変わる制度へ～

従来のポイント表彰制度は、活動に応じてポイントを付与し、上位の方を表彰する仕組みでした。しかし、「表彰される人数が少なく、参加メリットを感じにくい」「活動内容によってはポイントが獲得しづらい」といった課題がありました。

そこで、現行のポイント表彰制度は今年度末で終了し、4月1日から「もっと多くの会員が確実に恩恵を受けられる制度」に刷新します。

## 新「ポイント制度」の概要等について

※ 詳細は裏面「ポイント制度実施要綱」をご覧ください

### ■ ポイントの付与日

付与対象事実が発生した日とします。ただし、別表のスマスマ登録に係るポイントは、各年度末時点に付与します。

### ■ ポイントの利用

- 4月1日時点で所有しているポイントを「1ポイント=1円」として当年度会費に充当
- 600または1200ポイント(600円または1200円)の割引として年会費に自動適用
- スマスマ登録者には、毎年600ポイントを付与し、毎年、年会費の割引が可能
- 残ったポイントは翌年度へ繰り越し可能 など

### ■ 2025年度までの付与ポイント

2025年度までの付与ポイントはリセットされます。ただし、2026年度定時総会で表彰式を行います。

## デジタル化の推進・郵送物の廃止

スマスマ登録を拡大し、デジタル化を推進するとともに、10月以降、受注票・配分金支払い証明書等を除き、書類の郵送を廃止します。

ただし、廃止予定の書類については、スマスマではもちろんのこと、ホームページでも確認できるほか、各事務所でも受け取れます。

## スマスマ登録をお早めに！

2026年3月31日までに登録すると、2026年度会費は600ポイント充当され、**実質1,800円！**。スマスマ登録ポイントは、毎年度適用されます！

スマスマ登録に不安のある方は、別紙「ソフトバンク スマスマ教室」にご参加いただくか、各事務所へ事前連絡のうえご来所ください。



公益社団法人福山市シルバー人材センター

本部TEL:084-953-5222

北部TEL:084-963-9555

ホームページ



スマスマログイン



# 公益社団法人福山市シルバー人材センター ポイント制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福山市シルバー人材センター(以下「この法人」という。)の会員が、センター事業の向上に資する活動や役割を担った際、その内容に応じて、ポイントを付与し、長期にわたり在籍し活動してもらうことでセンター事業を活性化させることを目的とする。

## (ポイント対象者)

第2条 ポイントの付与対象者は、この法人の正会員とする。

## (ポイント対象事業及び付与ポイント)

第3条 ポイントが付与される内容及び付与ポイントは、別表「ポイント基準一覧表」のとおりとする。

## (ポイント付与のタイミング)

第4条 ポイントが付与されるタイミングは、付与対象事実が発生した日とする。ただし、別表のスマスマ登録に係るポイント付与は、各年度末時点の登録者とする。

## (ポイントの利用)

第5条 ポイントは、1ポイント=1円で交換するものとし、以下の内容で次年度の年会費へ充当することができるものとする。ただし、現金との交換はできない。

ポイント数	充当額(割引額)
600ポイント以上1200ポイント未満	600円
1200ポイント以上	1200円

## (ポイントの期限及び受贈)

第6条 付与されたポイントは会員在籍中、失効することなく繰り越すことができるが、退会した日をもって失効する。

2 会員同士でポイントの受贈はできない。

## (改廃)

第7条 この要綱の改廃は理事長が決定し、理事会へ報告する。

## 附 則

- この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。
- 本制度への移行措置として、2025年度(令和7年度)末時点のスマスマ登録会員に対するポイントは、2026年(令和8年)3月31日に付与するものとする。

## 別表 ポイント基準一覧表

区分	内容	ポイント
定時総会	出席	300
	委任状・議決権行使書の提出を含む	100
普及啓発	新規会員紹介(一人紹介ごと)	1000
	新規入会時	300
	センター主催のボランティア活動に参加	100
	センター主催の講習会・研修会に参加	100
その他	スマスマ登録	600
	上記のほか、理事長が認めた場合	